

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…一

告示

○基本測量の終了……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
○公共測量の終了……………（同）…一
○市街地再開発組合の定款の変更認可……………（同）…一
○（都市整備局市街地整備部民間開発課）…二
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（同）…二
○（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…三
○平成十九年東京都告示第百五十四号（再生利用指定の対象となる産業廃棄物）の一部改正……………（同）…四
○（環境局資源循環推進部計画課）…四
○廃ペットボトルに係る産業廃棄物再生活用業の指定の申請書に添付する書類及び図面並びに指定の基準等……………（同）…四
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）…五
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………（同）…六
○家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………（同）…六

……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…八
○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九
告 示（海区漁調）
○東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………二

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…三

規 則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月五日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十一号

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和六十年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。
第十条の二第七号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

別記第十四号様式（表）及び第二十五号様式（表）中「第6条の二第3項」に規定する指定医療機関を「第6条の2の2第3項」に規定する指定発達支援医療機関に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与

条例施行規則第十条の二第七号の規定は、平成二十七年一月一日以後の期間に係る東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第百二十一号）第十条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する看護業務に従事した期間の計算について適用し、同日前に係る当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第百九十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年三月五日
東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）

三 測量の区域 新宿区地内

四 測量の期間 平成二十六年十一月十七日から平成二十七年二月四日まで

●東京都告示第百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 江東区永代二丁目及び福住一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月二十七日から平成二十七年二月十二日まで

●東京都告示第二百九十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき六本木三丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称 六本木三丁目東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年三月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区六本木三丁目地内
- 四 事務所所在地及び設立認可の年月日 港区六本木一丁目六番一号
平成二十四年三月二十三日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区六本木三丁目二番に変更する。
六 定款の変更の認可の年月日
平成二十七年三月五日

●東京都告示第二百九十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）虎ノ門二―十計画建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 株式会社ホテルオークラ
代表取締役社長 荻田 敏宏
港区虎ノ門二丁目十番四号
公益財団法人大倉文化財団
理事長 大崎 磐夫
港区虎ノ門二丁目十番三号
- 二 対象事業の名称及び種類 （仮称）虎ノ門二―十計画建設事業
高層建築物の新築
- 三 対象事業の内容の概略 対象事業は、港区虎ノ門三丁目の区域に宿泊施設及び業務施設を含む高層建築物の建設等をするものである。
- 四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年三月五日から同月十九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課
千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を決定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>(1) 工事の施行中 【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.06825ppmであり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定; 0.06ppm)を上回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は、42.2%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06048mg/m³であり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」; 0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は、17.1%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を実施し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04608～0.04716ppmであり、すべての地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定; 0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は、0.16～1.91%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.05217～0.05220mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」; 0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は、0.01%未満～0.04%である。</p> <p>(2) 工事の完了後 【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04762ppmであり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定; 0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、2.80%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.05207mg/m³であり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」; 0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.04%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04678ppmであり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定; 0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する施設の供用に伴う寄与率は、0.02%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04489～0.04788ppmであり、すべての地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定; 0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は、0.01%未満～0.04%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.05217～0.05225mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」; 0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は、0.01%未満～0.04%である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動】 敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L₁₀)の最大値は74dBであり、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業騒音の制音基準」; 80dB)を下回る。 敷地境界における建設機械からの振動レベル(L₁₀)の最大値は68dBであり、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業振動の制音基準」; 70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動】 工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{day})は、62～67dBであり、No.1地点(南側)及びNo.4(西側、東側)以外の地点において評価の指標(「環境確保条例」に基づく「騒音に係る環境基準」No.1、2; 昼間 65dB、No.4; 昼間 60dB、No.6; 昼間 70dB)を下回る。 将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは、0.1～1.2dBである。 なお、No.1地点(南側)及びNo.4(西側、東側)は、将来一般交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事中交通量による増加レベルは0.1～0.6dBである。 工事の施行中における予測時間帯の振動レベル(L₁₀)の最大値は、昼間 47～54dB、夜間 42～50dB であり、すべての地点において評価の指標(「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」No.1、6; 昼間 65dB、夜間 60dB、No.2、4; 昼間 60dB、夜間 55dB)を下回る。 将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による振動の増加レベルは、昼間 0.3～2.8dB、夜間 0.3～4.1dB である。</p> <p>(1) 工事の完了後 主要な地点における天空等騒音をもち、冬至日の日影時間を予測した結果、計画建築物により増減する日影時間は、増減なしで約3時間20分増と予測した。また、冬至日に計画建築物により1時間以上の日影が生じる範囲は、計画地敷地境界から約450mの範囲内と予測した。その範囲は商業地域と第二種住居地域に指定されており、日影規制の適用を受けない地域である。ただし、一部の配慮施設が存在するため、本事業では、計画建築物を北側敷地境界から約90m位置させた計画地の南側に配置し、高層棟(高さ約195.0m)を「塔状」としたことで、影響が小さくなる計画とした。本事業に係る日影については、評価の指標(「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制)に適合するものと考えられる。</p> <p>(1) 工事の完了後 計画建築物の設置により、地上デジタル放送については、遮蔽障害予測範囲は、広域局、東域局ともに計画地敷地境界から南西方向に最大距離で約20mの範囲に発生し、障害範囲は全て計画地内、隣接する道路上及び隣接地の建築物が立地していない部分に収まると予測した。そのため、計画建築物による受信障害は生じないものと考えられる。 衛星放送については、計画地敷地境界から北北東～北東方向に最大距離約250mの範囲において遮蔽障害が発生する可能性があるとして予測した。 なお、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合には、その時点における適切な方法を検討し、対策を講ずることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考えられる。 したがって、本事業に係る電波障害については、評価の指標(テレビ電波の受信障害を起ささないこと)に適合するものと考えられる。</p> <p>工事の完了後 状況においてランク3(事務所街相当)またはランク4(ランク3を超える風環境)である地点を除いて、すべてランク2(住宅街、風)であったが、計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境に変化が生じるもの、風の影響に特に配慮すべき施設周辺になることから、評価の指標(風環境評価尺度)を満足するものと考えられる。</p>
電波障害	
日影	
風環境	

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	景観
史跡・文化財	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業は、大規模な緑地整備とホテル等の複合機能の導入により敷地の高度利用を図るものである。計画建築物は、周辺の高層建築物と一体化したスカイラインを形成し、既存建築物との調和が図られると考えられ、ホテル、オフィス等の施設の新出により、地域の価値を活かした都市景観が形成されると考えられる。また、緑地の創出により、緑を潤いのある景観が形成されると考えられる。そのため、「東京都景観計画」及び「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景域においては、計画建築物は新たな高層建築物として認識される。中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物と一体化したスカイラインを形成し、既存建築物との調和が図られると考えられる。そのため、代表的な眺望地点からの眺望は著しく変化することなく、「東京都景観計画」及び「港区景観計画」に定められた景観形成の方針に適合すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後における形態率(地域全体)は30.0～49.2%であり、いずれも圧迫感の目安(11～15%)を上回っているが、現況における形態率(地域全体)は12.9～38.9%であり、計画建築物の正面出入口付近であるNo.1以外の地点では圧迫感の目安を上回っている状況である。</p> <p>本事業においては、計画建築物は可能な限りセットバックした配置とし、外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮すること、圧迫感の軽減に努める。さらに、建物外周部には並木の整備を行うこと、圧迫感の軽減が図られるものと考えられる。</p> <p>したがって、圧迫感の変化の程度は、評価の指標(圧迫感の軽減を図ること)に適合するものと考えられる。</p> <p>(1) 工事の施行中</p> <p>【対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度】 計画地内に現存する国の登録有形文化財(建造物)である「大倉集古館陳列館」については、「文化財保護法」に該当する場合は、改修工事を実施する前の適切な時期に所在の変更及び現状変更等の必要な届出を行い、保存及び活用のための適切な措置を講じる。対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度は、評価の指標(文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと)に適合するものと考えられる。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 埋蔵文化財については、計画地内の既存の試掘調査結果において保護措置の対象となる埋蔵文化財の残存が明らかとなったことから、「文化財保護法」に基づく遺跡発見の届出を行う、本事業の掘削開始前までに「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき、港区教育委員会と協議の上、必要な発掘・確認調査及び発掘調査を行う。工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合は、東京府教育委員会及び港区教育委員会へ遅滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適切に対処する。これらの結果については、今後の環境影響評価詳細図等で明らかにする。これらしたがって、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は、評価の指標(文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと)に適合するものと考えられる。</p>

●東京都告示第二百九十四号

平成十九年東京都告示第百五十四号(再生利用指定の対象となる産業廃棄物)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

二の次に次のように加える。

三 廃ペットボトル(ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料(酒類を含む。))又は特定調味料(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。))が充填されていたものに限る。))が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。))

●東京都告示第二百九十五号

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号。以下「規則」という。)第二十条第四項第一号及び第七号並びに第二十一条第二項第七号の規定に基づき、廃ペットボトル(ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料(酒類を含む。))又は特定調味料(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。))が充填されていたものに限る。))が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。以下同じ。))に係る産業廃棄物再生生活用業の指定

の申請書に添付する書類及び図面並びに指定の基準等について、次のように定める。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

第一 規則第二十条第四項第一号の規定により知事が定める、事業計画書に記載する事項は、廃ペットボトルの搬入から再生利用に至る一連の工程とする。

第二 規則第二十条第四項第七号の規定により知事が定める書類及び図面は、申請者が廃ペットボトルの保管を行う場合にあつては、保管の場所に関する次の書類及び図面とする。

- 一 所在地、面積及び保管量の上限を記載した書類
- 二 平面図

三 申請者が保管の施設の所有権又は使用の権原を有することを証する書類

第三 規則第二十一条第二項第七号の規定により知事が定める基準は、搬入された廃ペットボトルの全量について、異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク、ペレット等のプラスチック原料を得ることとする。

●東京都告示第二百九十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があつたので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
目黒区	目黒区すすくのびのび園	目黒区中央町2-23-24	平成26年7月31日
特定非営利活動法人にじのこ	デイサービスにじのこ給田	世田谷区給田3-14-7 給田地区会館内	平成26年8月31日
特定非営利活動法人結ふるーきんちゃんネット	結ふる	台東区東上野1-25-8 萬屋ビル3階	平成26年9月30日
江東区	江東区こども発達センター	江東区塩浜2-5-20	平成26年10月31日
江東区	こども発達居働センター	江東区扇橋3-7-2	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ライフサイエンス	ゆりのねこどもDaycaぼーと	葛飾区東新小岩7 15 14 1階	平成26年8月31日
有限会社ライフサイエンス	ゆりのねこどもDaycaぼーとIII	葛飾区西新小岩4 41 10 1階	同日
特定非営利活動法人結ふるーきんちゃんネット	結ふる	台東区東上野1-25-8 萬屋ビル3階	平成26年9月30日

●東京都告示第二百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターであるもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
目黒区	目黒区すくすくのびのび園	目黒区中央町2-23-24	平成26年8月1日
江東区	江東区こども発達センター	江東区蓮根2-5-20	平成26年11月1日
江東区	江東区こども発達緑橋センター	江東区扇橋3-7-2	同日

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社桐塾	桐塾 学芸大学駅前教室	目黒区鷹番2-15-16 川口ビル2階	平成26年8月1日
株式会社TIE	SPARK STUDIO 代々木公園	渋谷区宮ヶ谷1-2-1	同日
株式会社フューチャージニアス	ニートランス要町	豊島区要町2-9-12 要町ホワイトビル2階E号	同日
株式会社創カンパニー	児童デイサービス ハートぼっぼ EAST	尾立区東保木間2-23-5	同日
特定非営利活動法人にじのこ	幼児グループにじのこ	世田谷区給田2-7-2	平成26年9月1日
一般社団法人空の翼	ウイングこまえ	狛江市岩戸北3-22-13	同日
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートすまいるウイズ	りぼん	西東京市保谷町2-10-12 菊池ビル102号	同日
特定非営利活動法人フローレンス	障害児保育園ヘレン	杉並区天沼3-12-12	平成26年9月15日
社会福祉法人美谷会	結ぶる美谷東京	台東区東上野1-25-8 萬屋ビル3階	平成26年10月1日
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	中野区こども発達センター たんぽぽ	中野区丸山1-17-2	同日
社会福祉法人どんご会	発達支援つむぎ 阿佐ヶ谷ルーム	杉並区成田東4-36-15	同日
株式会社SKY	あおぞら多摩川園	大田区田園調布1-6-3 早川ビル2階	平成26年11月1日
株式会社HL&E	学習支援 ハッシー 新宿教室	渋谷区代々木2-15-4 新宿スクエアビル302	同日
特定非営利活動法人 am OKの会	児童発達支援 OKプラネット	杉並区槐井2-1-6 シャトレオギ1-C号	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社TIE	SPARK STUDIO 代々木公園	渋谷区富ヶ谷1-2-1	平成26年8月1日
社会福祉法人晴山会	飛鳥晴山苑 放課後等デイサービスくら	北区西ヶ原4-51-1	同日
一般社団法人ガーネッシュ	フリージア	荒川区東日暮里3-40-12 フリージア1階	同日
株式会社こののりーフ	こののりーフ 板橋区役所前	板橋区板橋2-64-13 Y&Iビル2階	同日
株式会社創カバンニー	児童デイサービス ハートぽっぴ EAST	足立区東保木間2 23 5	同日
株式会社Lien	りあん	羽村市栄町2-7-27 コウセイビル106	同日
社会福祉法人 一陸	ドルフィンキッズ	杉並区天沼2-4-1 井上ビル203	平成26年9月1日
有限会社アン・インターナショナル	放課後等デイサービス あんプラス	北区柴町50-3	同日
社会福祉法人睦月会	療育型児童デイサービスさんか第2	練馬区関町南4-15-7	同日
株式会社V1パートナーズ	放課後等デイサービス 笑がお	足立区青井3-5-26-101	同日
日本福祉研究所株式会社	広伸会 奥戸教室	葛飾区奥戸1-18-18 1階	同日
合同会社せせらぎ	児童デイサービス サンフラワー 高幡	日野市新井732 スーヴ高幡102	同日
株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン府中美好教室	府中市美好町3-13-3 第一グリーンテラス2号室	同日
一般社団法人空の翼	ウイングこまえ	狛江市岩戸北3-22-13	同日
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートすまいるクイズ	りぼん	西東京市保谷町2-10-12 薬池ビル102号	同日
社会福祉法人美谷会	結ふる美谷東京	台東区東上野1-25-8 萬原ビル3階	平成26年10月1日
株式会社B・H・Cダイニング	児童デイサービス スマイル八広	墨田区八広6-8-2 リエス八広1階	同日
有限会社D&Cクリエート	テラス児童デイサービス島山	世田谷区北島109-3-4 ビアサン島山1階1A号室	同日
特定非営利活動法人わかみやクラブ	中野区 放課後デイサービスセンター みずいろ	中野区丸山11-17 2	同日
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	中野区こども発達センター たんぽぽ	中野区丸山11-17-2	同日
フューチャーサポート株式会社	スキップランド 神谷	北区神谷2-23-15	同日
株式会社ふれあいパーク	ドリームボックス高島平	板橋区高島平4-23-15 ハイネス新高1階	同日
ジャパンチャイルドブレインホールディングス株式会社	脳を育てる療育プログラム チャイルド・ブレイン	八王子市東浅川町1-11	同日
株式会社アイケア	放課後等デイサービス アイランド町田	町田市旭町2-12-2	同日
株式会社ファミリーホーム	ドリームボックス多摩センター	多摩市山下1 13-12 パールプラザ103	同日

株式会社Enfant's	「楽しい運動療育・学習サポート・音楽セラピー」へ脳を育てるこどもプラスへ	多摩市愛宕4-9-22 池田ビル2階201号室	同日
一般社団法人シュンロス	シュンロスひばりヶ丘	西東京市谷戸町2-15-13	同日
株式会社さくら	さくら	目黒区下目黒3-4-4 グランメゾン清和202	平成26年11月1日
株式会社ユス・ケー・サービス	テラス児童デイサービス千鳥	大田区千鳥1-17-6 千鳥コーポジュ1階	同日
株式会社SKY	あおぞら多摩川園	大田区田園調布1-6-3 早川ビル2階	同日
合同会社アニマート	児童デイサービス・アニマートいけぶくろ	豊島区東池袋3 11 7	同日
株式会社アルガ	このこのりーフ 滝野川	北区滝野川5-41-3	同日
特定非営利活動法人ちようふの風	ちようふの風	調布市国領町3 8 15 くすのきアパート5号棟114号	同日

●東京都告示第二百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五
五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に
対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員
の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 プルセラ病検査

(一) 実施の目的

プルセラ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

八王子市、町田 平成二十七年五月一日から同年六
月三十日までの間において家畜保
健衛生所長が指定する日
稲城市の全域
瑞穂町の全域

平成二十七年九月一日から同年十
月三十一日までの間において家畜
保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要
と認める場合は、実施する区域については都内全域と
し、実施の期日については平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日までの間において家畜保健
衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染
病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号
以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四
号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び

家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

二 結核病検査

(一) 実施の目的

結核病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日
については平成二十七年四月一日から平成二十八年三
月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定
する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九
条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、
六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要
と認めた牛は除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

八王子市、町田 平成二十七年五月一日から同年六
月三十日までの間において家畜保
健衛生所長が指定する日
稲城市の全域
瑞穂町の全域

平成二十七年九月一日から同年十
月三十一日までの間において家畜
保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要
と認める場合は、実施する区域については都内全域と
し、実施の期日については平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日までの間において家畜保健
衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第
九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛。ただ
し、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査
を不要と認めた牛は除く。

イ 繁殖の用に供することを目的として飼育している
肉用雌牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健
衛生所長が検査を不要と認めた牛は除く。

ウ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京
都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満
の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛
は除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置
法（平成十四年法律第七十号）第六条第二項ただし書
に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日につ
いては平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三
十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する

日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第十号及び第十一号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めるものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた馬を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

六 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察
実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月五日

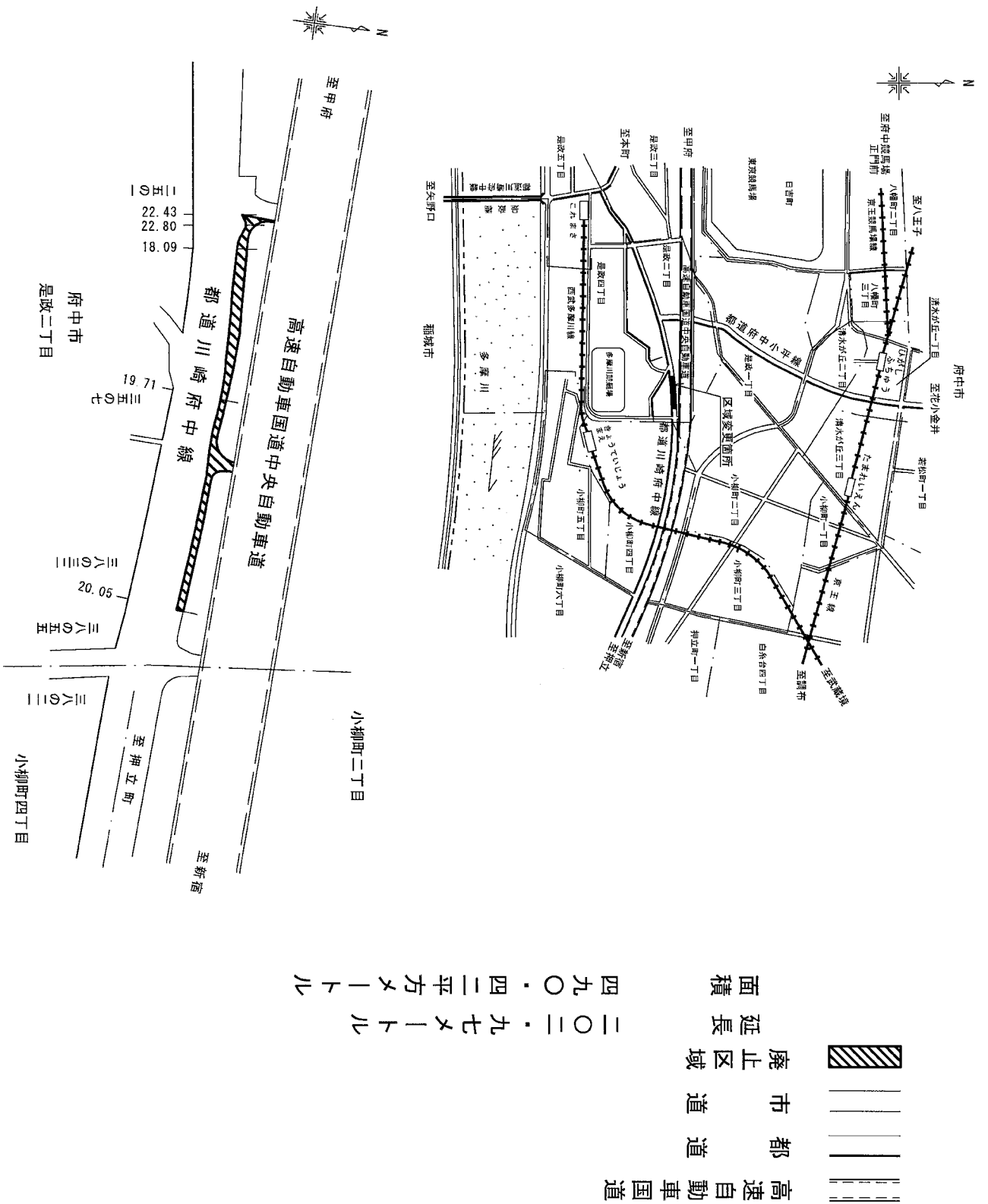
東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 川崎府中

二 変更の区間 府中市是政二丁目三十八番三十二地先から同所二十五番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図
 都道川崎府中線区域変更略図
 府中市是政二丁目地内



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第四号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年三月五日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(採捕の制限)

一 東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、うみがめ科のあかうみがめ（卵を含む。）及びたいまい（卵を含む。）（以下これらを「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めたる者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルプロジェクト

三 代表者の氏名

大村 亮介

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田和泉町一丁目七番地十四

五 定款に記載された目的

1. この法人は、広く結婚に対して悩みを持つ人々を対象に、幅広い結婚情報の提供や出会いの場の提供等の総合的な支援事業を行うことにより、未婚・晩婚化・出生率減少傾向等の結婚を取り巻く環境向上の促進を図り、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. この法人は、国内外の児童・生徒・学生に校外活動の機会を提供し、児童・生徒・学生同士の交流を行うことにより、日本への留学の希望者を増加させる、あるいは外国への留学を希望する学生を増加させるために、交流を促進させる事業を行い子ども健全育成に寄与することを目的とする。

3. この法人は、外国人留学生並びに日本人学生、個人事業主・企業等に対して、就業についての情報提供及び支援、日本における外国人留学生、日本人学生の職業能力の開発・雇用機会の拡充並びに諸外国との国際親善を図り、もって公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Believe びりいぶ</p> <p>三 代表者の氏名 岡田 尚子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区中央町二丁目三十二番五号 スマイルプ ラザ中央町</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高学年の知的障害児に対しての放課後活動事業を行い、仲間や指導員との様々な活動を通して社会への順応性を育て自立をめざし、もって青少年の健全育成に資することを目的とする(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エコジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 邦彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大島町元町二丁目十三番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域における新たなネットワークコミュニティを確立させ、遊休資源の再生および有効活用を通じたコミュニティビジネスの創出推進事業を行い、地域</p>	<p>を支えている元気な高齢者や次世代を担う人材の「働く」、「学ぶ」を通じた相互支援の場を構築し、持続可能な協働型社会の発展に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アクティブ府中</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 一成</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市宮西町三丁目四番地の一 TKKビル二 号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び障害児がいきいきと地域で自立した生活を営むために必要な事業を行い、障害者及び障害児の地域生活の実現と一般市民との共生を促進し、もって社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都豊島区西巢鴨三丁目二十五番十六一〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、相撲の振興や普及啓発活動を通じ、誰もが心身共にバランスのとれた人間への成長を一般市民とともに支援し、広く社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年三月五日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スモウパワー</p> <p>三 代表者の氏名 岸田 聡司</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人温個知心の会</p> <p>三 代表者の氏名 上 藤 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区小松川二丁目九番一―一一一―一 号</p> <p>五 定款に記載された目的 当法人は、戦時体験の伝承等を通じて高齢者と次世代を担う若者が交友を深めることを活動の中心に置く。戦時体験の講演会や戦時関係資料・芸術作品の展示会の開催及び演劇や映画の制作や公演を通じて、歴史の伝承と</p>	

青少年の健全育成及び高齢者の活躍の場の提供と共に世界平和国際交流の推進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ライフニット
- 三 代表者の氏名
横山 起也
- 四 主たる事務所の所在地
東京都台東区鳥越一丁目三十番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子供たちを中心とした広く一般市民に対し、編物を主体とするものづくりを通し、精神的・身体的に健全な育成を図り公益に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人縫和楽プロジェクト
- 三 代表者の氏名
渡会 良寛
- 四 主たる事務所の所在地
東京都府中市栄町二丁目七番地の二十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、かつては身

近であったがあまり着られなくなった浴衣を縫い、着装して、和の文化を楽しむ機会を提供すると同時に、日常生活の中で、その伝統を守り育てられる文化的環境を創るため、浴衣の製作と活用に関する解り易い教材を開発し、地域や学校での講習会の開催など、和文化体験教育をはじめとした、伝統文化保護と継承の普及啓発に関する事業を通じて、地域の和文環境の普及、向上に努めることで、豊かな伝統文化の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジア技術交流協会
- 三 代表者の氏名
齋藤 浩一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区銀座一丁目十四番六号 銀座一丁目ビル六〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本でのスキルアップ・キャリアアップを通し将来母国での中核技術者を目指すアジア諸国の学生や専門技術者達に、日本の技術習得の適切な情報や機会を提供しながら、草の根レベルの信頼関係を醸成し、アジア全体の友好的な発展に寄与する人材の育成に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

平成二十七年一月三十日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民後見サポートセンター和
三 代表者の氏名
竹内 昭彦
四 主たる事務所の所在地
東京都小平市小川町一丁目百六十八番地一
五 定款に記載された目的
この法人は、認知症、知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは、高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現況を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。